

平成28年3月  
定例教育委員会会議

会議録

平成28年3月30日開催

# 会 議 録

|          |   |  |    |
|----------|---|--|----|
| 開催日時     | 平成28年3月30日(水)   | 午後3時   | 開会 |
|          |   | 午後4時58分  | 閉会 |
| 場 所      | 旭川市教育委員会 会議室  |  |    |
| 出席者      | 委 員   | 委員長 金丸 浩一、 <small>委員長職務代理者</small> 中島 智子、委員 滝山 義之<br>委員 杉山 信治、教育長 小池 語朗  |    |
|          | 事務局<br>説明員  | 学校教育部長 田澤 清一      社会教育部長 高橋 いづみ<br>学校教育部次長 田上 和敏      社会教育部次長 森山 素子<br>学校教育部次長 金子 圭一      文化振興課長 谷口 達治<br>学校教育部次長 片岡 晃恵      文化ホール担当課長 石原 充浩<br>学校教育部次長 富山 剛<br>教職員担当課長 林上 敦裕<br>教育政策課課長補佐 櫛部 治彦 |    |
|          | 事務局<br>事務職員   | 教育政策課課長補佐 松浦 宏樹<br>同 教育政策係 鎌田 和宏<br>同 阿部 由里夏   |    |
| 傍 聴 者    | 1人  |  |    |
| 公開・非公開の別 | 一部非公開   |  |    |
| 会 議 次 第  | 1 開会<br>2 会議録署名委員<br>3 前回会議録<br>4 審議事項<br>・議案第1号 旭川市教育委員会事務局職員の処分について<br>・議案第2号 旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について<br>・議案第3号 旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について<br>・議案第4号 旭川市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について<br>・議案第5号 旭川市教育委員会事務改善審査会規程及び旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について<br>・議案第6号 旭川市文化芸術振興基本計画（平成28年度～平成39年度）の策定について<br>・議案第7号 旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について<br>・議案第8号 旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴う勤務発令の特例に関する規程の制定について<br>・報告第1号 旭川市立学校職員の行政措置（臨時代理）について<br>・報告第2号 旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について<br>・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について<br>・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について<br>5 報告事項 |  |    |

- (1) 平成28年度教育予算について
- (2) 平成27年度小中連携・一貫教育の推進に関するワーキンググループ報告書について
- (3) 旭川市立学校職員の懲戒処分について
- (4) 東旭川学校給食共同調理所改築事業の入札不調に関する評価・検証及び今後の対応について

6 その他

7 閉会

| 審 議 内 容  |  |
|--|--|
| 発 言 者  | 発 言 要 旨  |
| 委 員 長<br>学 校 教 育 部 長<br>金子学校教育部次長<br>学 校 教 育 部 長<br>富山学校教育部次長<br>学 校 教 育 部 長<br>社 会 教 育 部 長<br>文 化 振 興 課 長<br>社 会 教 育 部 長<br>委 員 長 | <p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成28年3月定例教育委員会会議を開会いたします。<br/>議事に入ります前に、今年度末で退職される課長職以上の方がいらっしゃいますので、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思ひます。</p> <p>この場をお借りしまして、本年3月31日付けで退職いたします学校教育部の課長職以上の職員を紹介いたします。<br/>金子学校教育部次長です。<br/>(一礼後、一言挨拶。)</p> <p>富山学校教育部次長です。<br/>(一礼後、一言挨拶。)</p> <p>以上でございます。</p> <p>同じく本年3月31日付けで退職いたします社会教育部の課長職以上の職員を紹介いたします。<br/>谷口文化振興課長です。<br/>(一礼後、一言挨拶。)</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。退職をされる3名の方々におかれましては、教育委員会の幹部職員として御活躍いただきました。心よりお礼申し上げますと思ひます。富山学校教育部次長、谷口文化振興課長におかれましては、定年退職ということで、旭川市及び旭川市教育委員会の職員として長年の間勤務され、大変お疲れ様でした。金子学校教育部次長におかれましては、校長への御栄転おめでとうございます。それぞれ今後の御健勝と御活躍をお祈り申し上げますと思ひます。大変ありがとうございました。</p> <p>《 会議録署名委員 》</p> <p>委員 長 本日の会議録署名委員は、中島委員、杉山委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p> <p>委員 長 会議録ですが、平成28年1月定例教育委員会会議（平成28年1月29日開催）及び平成28年2月定例教育委員会会議（平成28年2月12日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p> <p>各 委 員 員 長 ありません。</p> <p>各 委 員 員 長 御意見がありませんので、平成28年1月定例教育委員会会議及び平成28年2月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p> <p>各 委 員 員 長 異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成28年1月定例教育委員会会議及び平成28年2月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p> <p>委 員 長 それでは、審議事項に入ります。</p> |

|             |        |   |
|-------------|--------|---|
| 各<br>委<br>員 | 員<br>長 | <p>議案第1号「旭川市教育委員会事務局職員の処分について」、議案第7号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市立学校職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>  |
|             |        | <p>異議ありません。<br/>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市教育委員会事務局職員の処分について」、議案第7号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市立学校職員の行政措置（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>   |
| 田上学校教育部次長   |        | <p>議案第2号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。<br/>議案第2号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」、説明します。</p>   |
| 委<br>員      | 長      | <p>平成28年4月1日に旭川市子ども総合相談センターが設置されることに伴い、これまで旭川市特別支援教育センターが担ってきた特別支援教育に係る相談及び教育関係職員の研修に関する事務を子育て支援部長に委任しようとするものでございます。<br/>議案第2号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>  |
| 各<br>委<br>員 | 員<br>長 | <p>ありません。<br/>それでは、議案第2号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>   |
| 各<br>委<br>員 | 員<br>長 | <p>異議ありません。<br/>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。<br/>次に、議案第3号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p>   |
| 片岡学校教育部次長   |        | <p>議案第3号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明します。<br/>本案は、旭川市立小・中学校適正配置計画に基づく小・中学校の適正配置、小・中学校の適正配置及び小中連携・一貫教育を推進するための通学区域の整理、廃校施設の跡利用、総務部が策定いたしました旭川市公共施設等総合管理計画に基づく学校教育部所管施設の一元的なマネジメントといった事業等を推進するために、学校教育部の組織を円滑かつ機動的な組織に編制し、また、平成28年4月1日に子育て支援部が所管する子ども総合相談センターが設置されることに伴い、学校教育部が所管する旭川市特別支援教育センターが廃止されるため、関係規定を整備するものでございます。<br/>組織編制に関する主な内容といたしましては、1つ目に、学校施設課を新設し、現在の教育政策課の学校施設担当及び総務係環境整備担当の事務を担当することとしたこと、2つ目に、教育政策課の総務係及び教育政策係の係制を廃止しスタッフ制の課とし、従来の事務のほか、適正配置及び</p> |

|           |    |   |
|-----------|----|---|
|           |    | <p>廃校の跡利用等の事務を担当することとしたことなどでございまして、これにより、各関係職員の担当事務の平準化も進められるものと考えております。</p> <p>具体的な組織体制につきましては、議案書13ページの組織図のとおりとなっております。</p>   |
| 委員        | 長  | <p>議案第3号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>  |
| 各委員       | 委員 | <p>ありません。</p>   |
| 各委員       | 委員 | <p>それでは、議案第3号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>   |
| 各委員       | 委員 | <p>異議ありません。</p>   |
|           |    | <p>「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>  |
|           |    | <p>次に、議案第4号「旭川市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明願います。</p>  |
| 片岡学校教育部次長 |    | <p>議案第4号「旭川市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明します。</p>  |
|           |    | <p>本案は、議案第3号で御審議、御決定いただきました旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定と、行政不服審査法の施行により不服申立ての手續が審査請求に一元化されることに伴い、関係規定を整備するものでございます。</p>  |
|           |    | <p>主な改正内容でございますが、小・中学校に係る校舎及び校地の一時使用許可の専決者を「学校施設担当課長」から「学校施設課長」に、また、専決事項のうち情報公開及び個人情報保護に係る規定の中の「不服申立て」を「審査請求」に改めることとさせていただきます。</p>  |
| 委員        | 長  | <p>議案第4号「旭川市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>   |
| 中島委員      |    | <p>別表の摘要は、議案第3号の規則の制定に伴って改めるということですね。不服申立てというのは、具体的にどのような内容を指すのでしょうか。不服申立てと聞くと、何か不満があって、それに対して何か言いたいというクレームのような意味合いに感じますが、審査請求と聞くと、何か要望を出し、その要望を許可してくださいというような意味合いに感じます。この二つの違いは何ですか。</p> |
| 学校教育部長    |    | <p>行政が行った処分に対して不服がある場合に、異議申立てと審査請求という申立て方法がありました。異議申立てというのは、処分を下した処分庁に対して申立てができ、処分庁の上に上級行政庁がある場合は、そこに対して審査請求ができるという二本立ての制度です。今回の法改正で、異議申立てが審査請求に統一されました。</p>                              |
|           |    | <p>平成28年第1回定例市議会においても、不服申立てと記載されている条例については全て審査請求と改めています。今御審議いただいているのは、教育委員会の規則ですから、教育委員会会議での議決がないと改めることができません。</p>  |
| 中島委員      | 委員 | <p>分かりました。</p>  |
| 委員        | 長  | <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>  |
| 各委員       | 委員 | <p>ありません。</p>   |
| 各委員       | 委員 | <p>それでは、議案第4号「旭川市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>  |
| 各委員       | 委員 | <p>異議ありません。</p>   |
|           |    | <p>「異議なし。」と認め、議案第4号「旭川市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。</p>   |

|           |   |
|-----------|---|
| 片岡学校教育部次長 | 次に、議案第5号「旭川市教育委員会事務改善審査会規程及び旭川市教育委員会職員の特種勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明願います。  |
|           | 議案第5号「旭川市教育委員会事務改善審査会規程及び旭川市教育委員会職員の特種勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明します。  |
|           | 本案は、議案第3号で御審議、御決定いただきました旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴い、関係規定を整備するものでございます。  |
|           | 主な改正内容でございますが、旭川市教育委員会事務改善審査会規程につきましては、審査会の事務局長及び事務局員を、教育政策課職員の中から教育政策課長の指名するものを充てることとすること、また、旭川市教育委員会職員の特種勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程につきましては、市立小・中学校に勤務し、学校の環境整備に従事する職員の所属を学校施設課とすることとでございます。  |
| 委員 長      | 議案第5号「旭川市教育委員会事務改善審査会規程及び旭川市教育委員会職員の特種勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等がありますか。   |
| 各委員       | ありません。  |
| 委員 長      | それでは、議案第5号「旭川市教育委員会事務改善審査会規程及び旭川市教育委員会職員の特種勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。  |
| 各委員       | 異議ありません。  |
| 委員 長      | 「異議なし。」と認め、議案第5号「旭川市教育委員会事務改善審査会規程及び旭川市教育委員会職員の特種勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。   |
| 文化振興課長    | 次に、議案第6号「旭川市文化芸術振興基本計画（平成28年度～平成39年度）の策定について」、説明願います。   |
|           | 議案第6号「旭川市文化芸術振興基本計画（平成28年度～平成39年度）の策定について」、説明します。   |
|           | 議案第6号資料の旭川市文化芸術振興基本計画（平成28年度～平成39年度）（素案）に対して寄せられた御意見と旭川市教育委員会の考え方を御覧ください。昨年12月の定例教育委員会会議におきまして、パブリックコメントの実施について御決定をいただき、昨年12月21日から本年1月25日にかけて、パブリックコメントを実施いたしました結果、11人の方から御意見をいただき、それらの御意見に対する旭川市教育委員会の考え方を資料のとおり整理しております。              |
|           | これらの御意見は、いずれも本素案に対する修正等を求める内容ではなく、計画におおむね含まれているもの、あるいは計画の施策に対する期待や充実を求めるものなど、計画自体の修正に至る御意見ではなかったことから、結果として御意見を受けての修正は行っておりません。なお、各御意見に対する旭川市教育委員会の考え方につきましては、右の欄に記載してございます。   |
|           | このほか、計画全体のチェックを内部で行い、一部文言の修正を行っております。また、これらにつきましては、本年2月18日に開催いたしました最終の第4回検討懇話会におきまして報告し、協議を行っていただき、了承を得たところでございます。なお、この検討懇話会では、計画の表紙につきまして、親しみやすく手に取って読みたくなるようなもの、計画の方向性が見えるようなものにしてはどうかという御意見がありまして、この御意見を受けまして、検討懇話会のメンバーの中にイラストレーターの |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>阿部路子さんがおりましたので、この様な表紙のデザインをしていただきました。</p> <p>次に、今後の予定でございますが、本日の教育委員会会議で御決定をいただいた後、旭川市文化芸術振興基本計画につきましては、関係課や各施設等へ配布し、素案に対して寄せられた御意見と旭川市教育委員会の考え方につきましては、意見提出手続事務取扱基準第11条の規定に基づき、意見提出者に回答するとともに、ホームページに公表する予定でございます。</p>  |
| 委員長  | <p>議案第6号「旭川市文化芸術振興基本計画（平成28年度～平成39年度）の策定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>   |
| 杉山委員 | <p>非常にカラフルで、旭川市を象徴するようなイラストになっていますね。読ませていただきましたが、しっかりとまとまっていると思いました。特に市民アンケート調査結果を上手に使っていると思います。この結果の中で、文化・芸術活動については、旭川市に積極的に盛り上げてもらいたいという要望が強いなと感じます。厳しい予算の中ではありますけれど、工夫して是非今後とも推進していただきたいと思います。</p>   |
| 中島委員 | <p>旭川市と聞いたときに特徴的な何かというのが散逸した感じがします。外国に住んでいる日本人も旭山動物園に行きたいと言っているのを聞いたことがあります。旭山動物園は旭川市の売り物ではあっても、いわゆる教育関係というか、社会教育と学校教育関係の売り物にはなっていませんよね。そういう意味では、市民文化会館があって、あれだけの人数が収容できる大きなホールがあるのに、宝の持ち腐れとまでは言いませんが、招聘したり独自で何かを行おうとしても予算が少ないために行うことができないので、そういう団体も育たず中途半端というような気がします。その辺をもう少し手厚くしていただければ、住んでいる者としては、札幌市あるいは東京まで行かなくても、旭川市で鑑賞できるという状態になることを切に願ってます。旭川市でそこを売り物にするため、アピールし続けるというのも大事なのかなと思います。</p> <p>市民アンケート調査結果の内容はとても分かりやすいのですが、残念なことに「思う」「思わない」という回答よりも、いわゆるグレーゾーンの意見が割合として一番多いです。それらの意見をどちらかに取り込むとしたら、やはり「思う」という意見の方に取り込んでいくための施策が今後には必要になるのだろうなと思いました。</p> |
| 委員長  | <p>事務局もなかなか付くものが付かないので難しいですよ。予算がないからできないということだけでは終わらず、いろいろと工夫し、知恵を絞ってもらいたいと思います。私たちとしても、多少むなししいところはありますけれど、引き続き予算要望を頑張っていきたいと思います。</p>  |
| 杉山委員 | <p>予算は別にして工夫して行うことができる部分があると思います。文化芸術散策マップを見させていただきましたが、もう少し詳しくしてほしいと思います。例えば、私の会社の前に希望という子どもの彫刻がありますが、そういう写真を載せたり、どのような云われがあるのかというようなことも載せるといいと思います。インターネットですから、作業にはお金が掛かるかもしれませんが、費用的には大したことの無い話ですよ。そういうふう旭川市にどのようなものがあるのかということのPRをもう少しされたらいいなと思いました。</p> <p>ここにも書いてありますが、企業との連携というのでしょうか。地元の企業でも、いろいろな文化財を持っているような企業、特にこの分野に強い企業などがありますけれども、そういう情報を極力集めていき、地域として文化に対する姿勢を更にステップアップしていくというような考え方を是非推進されたらいいと思いました。場合によってはお金を出してもらえるかもしれません。</p>   |
| 委員長  | <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>  |

|             |        |   |
|-------------|--------|---|
| 各<br>委<br>員 | 員<br>長 | ありません。<br>それでは、議案第6号「旭川市文化芸術振興基本計画（平成28年度～平成39年度）の策定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。   |
| 各<br>委<br>員 | 員<br>長 | 異議ありません。<br>「異議なし。」と認め、議案第6号「旭川市文化芸術振興基本計画（平成28年度～平成39年度）の策定について」は、原案どおり決定します。<br>次に、議案第8号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴う勤務発令の特例に関する規程の制定について」、説明願います。   |
| 片岡学校教育部次長   |        | 議案第8号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴う勤務発令の特例に関する規程の制定について」、説明します。<br>本案は、議案第3号で御審議、御決定いただきました旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴う勤務発令の特例を定めるものでございます。<br>内容といたしましては、教育政策課の学校施設担当及び総務係環境整備担当の事務を担う学校施設課の新設、また、教育政策課の総務係及び教育政策係の係制を廃止しスタッフ制の課とすることに伴い、旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行の際、別表の左欄に掲げる職を命ぜられている者及び左欄に掲げる係に勤務を命ぜられている者につきましては、別に人事異動通知書を発せられない限り、それぞれ同欄に対応する右欄に掲げる職を命ぜられたもの及び右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとするものでございます。 |
| 委<br>員      | 員<br>長 | 議案第8号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴う勤務発令の特例に関する規程の制定について」、御意見、御質問等がありますか。  |
| 各<br>委<br>員 | 員<br>長 | ありません。<br>それでは、議案第8号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴う勤務発令の特例に関する規程の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。   |
| 各<br>委<br>員 | 員<br>長 | 異議ありません。<br>「異議なし。」と認め、議案第8号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴う勤務発令の特例に関する規程の制定について」は、原案どおり決定します。<br>次に、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。   |
| 片岡学校教育部次長   |        | 報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。<br>平成28年2月24日付けから平成28年3月16日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第3号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。<br>内容といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が7名となっております。   |
| 委<br>員      | 員<br>長 | 報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。  |
| 各<br>委<br>員 | 員<br>長 | ありません。<br>それでは、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。  |
| 各<br>委<br>員 | 員<br>長 | 異議ありません。<br>「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の  |

人事異動（臨時代理）については、報告のとおり了承します。

《 報告事項 》

委員長  
学校教育部長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項（１）「平成２８年度教育予算について」、報告願います。

報告事項（１）「平成２８年度教育予算について」、報告します。

平成２８年度教育予算につきましては、１月２９日開催の平成２８年１月定例教育委員会会議におきまして議決をいただき、市長に意見を申し出ておりましたが、２月５日の庁議におきまして「平成２８年度予算案」が決定され、３月２５日に市議会の議決を得たところでございます。

まず、本市全体の一般会計予算の概要であります。平成２７年度当初予算１，５８４億２千万円に対しまして、平成２８年度は１，５７１億円であり、対前年度比１３億２千万円の減、率にして０．８％の減となっております。

教育費全体の概要といたしましては、市長部局である子育て支援部、総務部及び市民生活部が所管する予算を含めた「１０款教育費」の総額は、８９億９，８１１万円であり、対前年度比１２億７，１３１万２千円の減、率にして１２．４％の減となっております。このうち学校教育部所管分は５７億７，３２８万円であり、対前年度比１３億６，９１４万６千円の減、率にして１９．２％の減となっております。また、社会教育部所管分は１６億６，４１６万４千円であり、対前年度比１億９，４８７万４千円の増、率にして１３．３％の増となっております。

学校教育部及び社会教育部を合わせた教育委員会予算としては、７４億３，７４４万４千円であり、対前年度比１１億７，４２７万２千円の減、率にして１３．６％の減となっております。

次に、学校教育部の予算概要について、御説明いたします。

臨時事業は要求時から１事業減となりました５２事業であり、当初予算額は要求額の３２億９５５万円から、５億９０７万６千円減の２７億４７万４千円となっております。前回予算提案しました内容からの主な変更点などについて御説明いたします。

まず、事業数が１減となったことについてであります。

中央中学校のグラウンド整備工事等を実施するために要求してございました中央中学校建設費、１億７，５３９万５千円が、国の平成２７年度補正予算に盛り込まれた公立学校施設整備費を活用することに伴いまして、平成２８年第１回定例市議会において当該事業に係る予算を補正したことから、平成２８年度事業から除かれております。

次に、要求額から増額された事業についてであります。

賃金確定交渉により、臨時的任用職員の賃金及び非常勤嘱託職員の報酬等が増額されることに伴いまして、学校施設定期点検費ほか１０事業におきまして、総額４３５万７千円の増となっております。

次に要求額から減額された事業についてであります。

特別支援教育推進費につきましては、特別支援教育補助指導員を平成２７年度当初の６３人から３人増員の６６人となるように１億１４８万９千円を要求してございましたが、特別支援教育の現状等は理解しているものの、平成２８年度は２人増員の６５人体制との判断から、予算額は１億１４７万９千円、要求額からは１万円の減となっております。なお、１万円の減と言うと小さく感じますが、これは先ほど御説明しました非常勤嘱託職員の報酬が増額されることに伴い、１５６万１千円の増額となりまして、差し引きで１万円の減となっております。

次に、３０人学級編制費につきましては、小学校第１学年を対象に１学級３０人以下となる学級編制を実施するため１４校に１４人の市費負

担教員を配置し、第2学年においては平成27年度に第1学年において30人学級編制を実施した11校に11人の市費負担教員を配置するため、9,485万9千円を要求しておりましたが、これまでの配置状況を踏まえ、小学校第1学年の対象校を14校14人から1人減となる13校13人と見込まれ、予算額は9,223万9千円、要求額からは262万円の減となっております。なお、30人学級編制費につきましても、臨時的任用職員の賃金が増額されることに伴いまして、117万4千円の増となったことから、差し引きで262万円の減となっております。

最後に、枠配分に影響を受けない施設改修事業についてであります。

学校教育部といたしましては、給食施設を含む学校施設設備の改修費としまして学校施設改修費（小学校）など6事業の合計4億1,821万3千円を要求しておりましたが、結果として3億2,464万5千円の大幅減となる9,356万8千円となっております。

学校施設のダムウェーター、いわゆる給食の用途に使用します小荷物専用のエレベーターですが、そうしたものの改修や給食施設のエアコンの設置については、予算を確保できたものの、学校トイレの洋式化に伴う修繕費や屋内体育館の屋根の二重化工事等につきましては、大幅に予算措置が見送られた結果となっております。なお、昨年度に引き続き、市有施設の維持管理及び地域雇用の維持などを目的として総合政策部で実施しております市有施設補修事業、事業費5千万円を活用しながら、緊急性のある改修修繕等を進めていきたいと考えております。

以上、学校教育部所管予算に係る主な予算概要についての報告とさせていただきます。

社会教育部長

次に、社会教育部の予算概要につきまして、前回予算提案いたしました内容からの主な変更点などについて御説明申し上げます。

臨時事業は要求時の32事業から2事業少ない30事業となっており、金額にして要求時の8億8,818万6千円から3億1,539万6千円減の5億7,279万円を計上しております。

この臨時事業の減額の主な要因といたしましては、施設改修事業が要求額3億5,525万8千円に対しまして、予算計上額4,342万6千円となり、3億1,183万2千円の大幅な減額となったことが挙げられます。施設改修事業につきましては、常磐館の雨水管修繕、東鷹栖公民館のボイラー、新旭川公民館の自動火災報知設備改修、科学館のプラネタリウム投影機のオーバーホール、博物館の茶室整備、大雪クリスタルホールの空調・給水機器等の改修、非常用発電機バッテリー交換、音楽堂のスクリーン更新など、優先度、緊急度の高いものが予算計上されておりました。図書館補修費、神居古潭機関車保存費の2事業は、予算化が見送られております。

その他、予算計上が見送られた改修、修繕につきましては、総合政策部所管の市有施設補修事業、事業費5千万円を活用しながら、進めていきたいと考えているところでございます。

以上、社会教育部所管予算についての報告とさせていただきます。

委員 長

報告事項(1)「平成28年度教育予算について」、御意見、御質問等がありますか。

教 育 長

全体的に言いますと、旭川市の予算全体が相当窮屈であり、財政調整基金という、いわば貯金から十数億円繰り入れて財源の確保をするようです。そういう状態の中で、全体的に前年度と比べてマイナス予算にならざるを得なかったという意味では、教育委員会もそのとおりだろうというふうに思います。ただ、少し残念だと思うのは、先ほど杉山委員もおっしゃっていましたが、特に文化行政について軒並み減額されています。特に文化施設は、言わば貸館事業プラスアルファ程度のものでしかありません。情報発信、文化発信というようなところにもっと重きを置いて予算化される

|           |   |
|-----------|---|
|           | べきではなかったのだろうかという気がいたします。  |
| 中島委員      | もう一点は、特別支援教育補助指導員の増員を学校教育基本計画でも位置付けていますが、今回、増員できなかったという意味では、来年度以降も人員の確保に関わって、より強く主張していく必要があると思います。  |
| 社会教育部長    | 38ページの博物館屋外展示保全費の中に、機関車被覆用テントシート更新とありますが、この機関車とは神居古潭にある機関車ですか。  |
| 中島委員      | そうです。   |
|           | テントシートを更新するだけで、機関車はそのままということですよ。以前から、科学館横の芝生のところに持ってくるのができればいいのにと書いていたのですが、移動させるのが大変で、莫大なお金が掛かるということでした。お荷物的な感じになっているのかなという印象があります。   |
| 文化ホール担当課長 | 市民文化会館に、身障者用のエレベーターはありますか。  |
| 中島委員      | ありません。通常のエレベーターはあります。   |
|           | ロビーに目立つ感じではありませんよね。この前、小ホールで開かれた催しに行ったときに、杖を突いている知人に会ったのですが、小ホールまで行くのに階段で行くのはとても大変なので、エレベーターが使えるのではないかと思い探したのですけれども、見えるところにエレベーターが見付かりませんでした。バリアフリーとよく言われている中で、大ホールはスロープのようになっていますが、小ホールへは階段でしか行けません。小さい団体だと大ホールを借りるまでのお金がないので、小ホールで行うということもありますよね。 |
| 教育長       | 市民文化会館は緊急対応的な修繕のみに予算が付いています。その最大の理由は、新庁舎の建設計画と密接に関わっているからです。新庁舎は現施設中心のところになりますから、場合によっては、市民文化会館に影響があることも考えられるので、建設計画が確定しないとバリアフリーの問題も含めて、大きな改修を行うというのは難しいです。修繕したのはいいけれども、翌年壊さなければならぬという話にもなりかねません。そういう意味で、そういった点についての予算は付いていないという気がします。             |
| 中島委員      | 余分なところにお金を掛けるのではなく、一気にお金を掛けようということですね。  |
| 教育長       | ギャラリーに降りることができるように、最低限のリフトなどが付けばいいのですが、結局、新庁舎の建設計画との兼ね合いの中に置かれているということです。   |
| 委員長       | その計画もきちんと決めれば、いつまで待ってくださいという説明もできますが、今の状態ではなかなか説明できません。   |
|           | 他に御意見、御質問等がありますか。   |
| 各委員       | ありません。  |
| 委員長       | それでは、報告事項(1)「平成28年度教育予算について」は、報告を受けたこととします。   |
|           | 次に、報告事項(2)「平成27年度小中連携・一貫教育の推進に関するワーキンググループ報告書について」、報告願います。  |
| 片岡学校教育部次長 | 報告事項(2)「平成27年度小中連携・一貫教育の推進に関するワーキンググループ報告書について」、報告します。  |
|           | 昨年5月に「小中連携・一貫教育の基本的な考え方」を策定した後、その取組や課題について、学校教育部で共通認識を図るために、各課の担当職員を構成員としてワーキンググループを設置しました。   |
|           | ワーキンググループは、昨年7月から本年1月までに6回開催し、各課の業務を基にしまして、それぞれの現状を把握し、各種研修会や調査研究、調査データ、教育委員会の会議録などを持ち寄りまして、小中連携・一貫教育を進める上での検討事項を設定し、今後の方向性などを協議し、その内容を報告書としてまとめました。  |

配付資料の2ページ目以降の「Ⅱ小中連携・一貫教育の推進に向けた取組や課題」に記載のとおり、1つ目、小中連携・一貫教育の基本的な考え方から、2つ目、8月に研修会で実施した教職員の意識調査から、3つ目、国の動向等からの三つの視点で整理しました。

また、各項目の構成については、ワーキンググループでの協議の流れに沿って、一つのカテゴリーを現状の把握、検討事項、参考にした意見など、今後の方向性の四つの項目でまとめています。

特に、平成28年度を取組につながった教職員の兼務について説明いたします。

本市の教職員の兼務は、旭川第5小学校・桜岡中学校の1校のみで実施しております。北海道教育委員会では、現在、小中連携・一貫教育に関する兼務発令をどのように促進していくのかについて検討しているとのことでしたが、現行制度の積極的な活用も呼び掛けている状況がありました。そこで教職員の兼務に必要な手続や学校への周知方法について、文部科学省の説明会での質疑応答や上川教育局に問い合わせるなど情報を整理し、モデル校である旭川小学校・旭川中学校、また、神居中学校校区で教職員の兼務を実施していくこととし、そのほかに希望する小学校・中学校も実施できるようにしていきたいと考えておりました。本市の実施例を取りまとめて検証し、北海道教育委員会と更に連携を図っていきたいと考えております。

平成27年度のワーキンググループの活動を通して、平成28年度の小中連携コーディネーターの配置、推進プランの策定に向けた検討懇談会設置のための準備、教職員の兼務などの具体的な取組につなげることができました。

平成28年度は、新たに小中連携コーディネーターをワーキンググループに加えて、活動を継続し、推進プランの策定をはじめ、各課の取組の推進や課題の解消・緩和などをしていくとともに、各学校の状況を把握し、各学校が計画的に取組を進め、その成果を実感できるような取組を支援していきたいと考えております。なお、23ページに構成員や検討の経過等を記載しております。

委員長 報告事項(2)「平成27年度小中連携・一貫教育の推進に関するワーキンググループ報告書について」、御意見、御質問等がありますか。

滝山委員 10ページに男女の平均身長や平均体重の伸びについてのグラフが掲載されています。この前聞いたのですが、学校保健医が行っている検診や、学校で記録している身長曲線などを小学校の低学年の段階からずっと追って見ていくのが一番病気を見付けやすいということでした。身長などはエクセルでまとめていると思うので、そのデータを表にしたりして、それを活用して対処したらいいということでした。全部やるというのはなかなか難しいですが、小中連携・一貫教育を実施する学校で導入できれば、より良いモデル校ができると思います。

もう一つは、教員免許状の併有率が全国平均と比べて旭川市は高いと書いてありますが、これは何か意図して対比しているのですか。小学校の先生が中学校の教員免許状を持っているというだけの話ですか。

片岡学校教育部次長  
滝山委員

はい。  
小中連携・一貫教育ということになれば、小学校の先生が中学校で教えることもあるし、中学校の先生が小学校で教えることもありますよね。そうすると、その学校の先生は、小学校と中学校の教員免許状を持っていることがベターということですか。全国と比べると旭川市は明らかに高いので、今まで意図的にそういうふうにしていたということではないのですか。

片岡学校教育部次長  
滝山委員

本市には北海道教育大学旭川校があり、小・中学校両方の教員免許状を持っている方がとても多いと分析しています。  
それがベースにあれば、小中連携・一貫教育は進めやすいですね。

|                   |  |
|-------------------|--|
| 片岡学校教育部次長<br>杉山委員 | <p>はい。</p> <p>大変勉強になりました。よく分からない中で初めて読みましたけれど、まとめ方がいいです。まず検討事項を全て洗い出して、それらに対してどのように検討をして、どういう方向性を求めていくのかということが分かりました。結構大きな問題なので、先進的に取り組んでいるところを調査研究し、視察や教職員研修をしっかりと行い、時間を掛けながら小中連携・一貫教育を進めていくという方向性ですよね。昔からの先入観念があって、6-3制で行っていますけれど、ここに書いてあるような4-3-2制という形がいいのではないか、義務教育学校でいいのではないかなど、これは子どもたちにとっても大きなインパクトを与えることですから、じっくりと調査研究を是非進めていただきたいと思います。</p> |
| 片岡学校教育部次長<br>杉山委員 | <p>これは事務方だけで進めているのですか。</p> <p>指導主事も入っています。</p> <p>その中でも検討して、更に幅広い意見というのが当然必要になります。</p> <p>小学校の先生というのは、ほぼ全教科を担当していますよね。例えば、小学校・中学校の先生が教科別に席を並べて議論をする場がある方が中1ギャップがなくなると書いてあります。確かにそのとおりだと思います。例えば、今は英語を小学校5年生から勉強しているということを考えれば、そういうふうになればいいなと思います。ただ、今の小学校教員は、そういうふうに教科別にはなっていませんよね。</p>  |
| 櫛部教育政策課課長補佐       | <p>教科別に研究する場合がありますが、基本的に学校の中では教科別にはなっていません。</p>  |
| 教 育 長             | <p>やはり学級担任制と教科担任制の違いだと思います。これがどんなふう</p> <p>にその垣根を消しながら共通認識に立てるかということが大事なのだろうなという気がします。</p>   |
| 杉 山 委 員           | <p>ここに書いてあるように4-3-2制のような形になれば、小学校でも高学年になってくれば、やはり1人の先生で全科目を持つというのも少し限界が出てきますよね。</p>  |
| 教 育 長             | <p>特に小学校高学年に英語教育が入ってきたときに、小学校の教員が英語の授業をきちんと行うことができるだけの素養を持っているのかという問題も出てきます。</p>   |
| 杉 山 委 員           | <p>そうすると、例えば教員免許状の在り方などにも影響してきますが、国全体で考えるべきことですね。</p>  |
| 教 育 長             | <p>そうです。先ほど杉山委員が言ったように6-3制ではなくて、4-3-2制にしてはどうなのかだとか、そういうところまで考えていくと、小中連携・一貫教育は、一朝一夕でできるようなものではないという気がします。もう少し長いスパンでじっくり腰を据えて進めていきたいと思っています。</p> <p>全国的には先進事例が沢山あるのですけれども、例えば、A中学校に対してB、C、D小学校みたいにして、図式ができていますが、今言ったような内実はどこまでそうになっているんだというところについては、ちょっと弱さがあるなという気がしますので、同じように単なる図式化で進めていきますということでは意味がないと思いますから、今言ったように基本的には長いスパンで考えたいと思います。</p>       |
| 滝 山 委 員           | <p>以前インターネットを使うときには注意がいと聞きました。アメリカ小児科学会や日本小児科学会では、2歳以下の子どもにはコンピュータを控えるべきだと言っています。コンピュータでゲームなどをやる子どもは、5歳ぐらいになると会話が不十分で、知能の発達も悪いので、少なくとも小さいうちは見せない。それから、もちろん学業とスクリーンタイムと言っていましたけれども、要は画面を長い時間見ている子どもほど、勉強ができない。また、テレビに出ているものには、いろいろなものがありすぎて必ずしも有用なものばかりではなく有害なものもあるので、そういう意味</p>  |

で子どもがどのようにインターネット等に接するのかということをお教  
えいただければ幸いです。また、ICT機器などがいいよと書いてありま  
すが、やはり英語も外国人が実際に来て喋ると、画面で見るとは捉え  
方が全然違うので、どこまでやるとどこまでやらないというのを決  
めて進めていかなければいけないと思います。何でもインターネットが  
いいわけではないので、それも考えてほしいと思います。先生から実  
際に物を教わるのが一番だと思います。先生が怖い顔をしたり優し  
い顔をしたり、そういうのを見ながら勉強するのが一番ためになる  
と思います。

委員長  
片岡学校教育部長

事務局から他に何かありますか。

平成28年度については、小学校長会と中学校長会の会長だった先生  
を小中連携コーディネーターとしてお迎えいたしまして、ワーキング  
グループに入ってください、現場の声をしっかり制度に反映できるよ  
うな体制を作りたいと考えております。また、5月からスタートになる  
と思いますが、実際に推進プランを作るに当たって、5回程度の懇談  
会の中で、ある程度の案を作ってパブリックコメントを行う予定で  
ございまして、その懇談会の委員には小学校・中学校の現場の先生、  
小中連携コーディネーター、学識経験者、市民委員会やPTA連合会  
の方にも入っていただきまして、旭川市が実際に学校・家庭・地域  
で進める小中連携・一貫教育をどのように進めていったらいいのか  
ということをお議論していきたいと思っております。教育委員会会議  
には随時報告したいと考えております。

中島委員  
片岡学校教育部長

今後の見通しとして、報告書などは何回か作るということでは  
しょうか。

いいえ、今回は年間を通して議論した報告書になります。

中島委員  
片岡学校教育部長

では、次年度に再度まとめるということですか。

まとめていきたいと考えておりますが、策定プランに反映されれば、  
それが報告書に代わる形になると思います。

中島委員

最後にワーキンググループの構成員の方が載っていて、いろいろと調  
査した結果や実体験をまとめて完成させたということですね。この中  
には、いろいろな会議録から抜粋されたもので、旭川市の現状とい  
うのも反映された形で作り上げられていると思いますが、現状とい  
うのは、その都度変わっていきますよね。子どもたちの様子も、  
流行等も変わっていきます。9年間を見通した小中連携・一貫教育  
の実施は、まだ先ですよ。

片岡学校教育部長

はい。今年旭川小学校・旭川中学校や神居小学校・神居中学校で  
進めていきたいと思っております。

中島委員

モデル校では進めていますよね。それも随時、修正しながら進め、  
このような報告書を改めて違った形で1年後に作成するという  
ことではしょうか。

片岡学校教育部長

次年度にワーキンググループの報告書を作成する予定はして  
いませんでしたが、作成したいと思います。

中島委員  
委員長

とても分かりやすく、次年度も進めていただければと思  
いました。

各地区で一つ取り上げて取り組んでいるという意味では、既  
に始まっていますよね。

片岡学校教育部長  
委員長

はい。

ただ、9年間を見通した教育課程の編成やコミュニティ・ス  
クールの実施だとか、いわゆるハイレベルなところまでは進  
んでいないということですね。教育委員会側としては、計  
画等を含めた物理的な条件整備もあるので、そういうものを  
整えながら、できるだけ無理のない形の中で余裕を持って  
探っていこうというふうにして進めてきています。これま  
での成果がまとめられているので、良く積み上がっている  
なという気がします。課題はとにかく山積していますが、  
これからは、学校運営評議会などのように、地域との  
議論を深めることが避けて通れなくなっていると思  
いますので引き続き検討して対応してください。

他に御意見、御質問等がありますか。

各委員

ありません。  
それでは、報告事項（２）「平成２７年度小中連携・一貫教育の推進に関するワーキンググループ報告書について」は、報告を受けたこととします。

富山学校教育部長

次に、報告事項（４）「東旭川学校給食共同調理所改築事業の入札不調に関する評価・検証及び今後の対応について」、報告願います。

報告事項（４）「東旭川学校給食共同調理所改築事業の入札不調に関する評価・検証及び今後の対応について」、報告します。

本件につきましては、東旭川学校給食共同調理所改築事業に関して、平成２７年第４回定例市議会での質疑等を端緒に、応札があったにもかかわらず契約締結に至らなかった事に対して、教育委員会における事務処理や、失格となった共同企業体の対応、建設手法、入札方法及びアドバイザー契約などについて、関係部局会議で意見をいただき評価・検証を行い、その結果についてお手元の資料のとおりまとめたものでございます。本報告書は９項目の構成となっており、「１はじめに」では評価・検証を行う趣旨について記載しており、「２改築事業の概要」、「３入札不調に至るまでの経過」、「４失格に至るまでの経緯、問題点及びその評価・検証」、「５入札妨害の可能性」、「６建設手法（デザインビルド方式）の評価・検証」、「７入札方法の評価・検証」、「８アドバイザー契約の評価・検証」、「９評価・検証のまとめ及び今後の方向性」について記載しております。

１から８までにつきましては、それぞれお読みいただき、ここでは９ページから１０ページに記載の「９評価・検証のまとめ及び今後の方向性」について御説明させていただきます。

「（１）評価・検証のまとめ」といたしまして、まず最初に、デザインビルド方式についての評価・検証では、本市では例がなく、地元企業にとってなじみが少なく、仕組みに理解しづらい部分があったことや、給食施設という特殊性、参加に当たっての労力や費用負担、事業実施におけるリスク等の障壁などが存在し、応札者が少なかったのではないかと考えているところでございます。

次に、入札方法の総合評価一般競争入札についての評価・検証につきましては、応札した事業者の説明では、入札金額に加え提案内容等を総合的に評価する方式と認識しており、提案書類の提出後であっても協議ができるといった認識の誤りや、協議ができる他の方法との混同を生じさせた可能性について言及されておりますが、現実的に協議が行える状況にはなく、不用意に「別途（要協議）」が記述されていたものでございます。

次に、入札妨害に該当するか否かについての評価・検証につきましては、事業者側からの回答等を見る限り、事務局の照会で初めて協議ができない方法であると認識したと考えられること、契約の意思を有していたと考えられること、入札不調が必ずしも自らに有利に働かないと考えられること等から判断し、虚偽記載、不正又は不誠実な行為には該当せず、入札妨害には至らないと判断したところでございます。

しかしながら、仮に事業者側にこれを覆す事実があった場合には、指名停止の措置が講ぜられる可能性も当然存在いたしますし、事業者側に紛らわしい行為があったことは事実であることから、注意喚起が必要であると考えております。

なお、事業者への注意喚起につきましては、３月１日に開催されました経済文教常任委員会に報告した後、先週、本評価・検証報告書を送付いたしまして注意喚起を行ったところでございます。

次に、教育委員会の事務処理についての評価・検証につきましては、要求水準書に関する疑義照会２７項目のうち、提案内容そのものの確認を要する１９項目と、「別途（要協議）」の８項目を同列に扱うのではなく、「別途（要協議）」を先行して確認することや、持ち回りの審査委員会を開催

するなどの対応を取ることで、失格に至るまでの日数の短縮が図られたのではないかということ、また、入札不調の場合の運用を想定しておき無効又は即時失格とするなどの対応を取るべきであったことを含め、事業全体を見通したシミュレーションが結果として不十分であったこと、入札不調後の対応や庁内の情報共有、協力体制などにおいて連携を欠くなど事務処理上の不手際が見られたことが、再度の入札機会を失するといった事態を招いたものと考えております。

これらの対応により、東旭川学校給食共同調理所改築事業に遅れを生じ、平成29年第2学期からの供用開始ができなくなったことは、大いに反省が必要であり、この結果に対する行政責任は重いと認識しております。

こうした評価・検証を踏まえ、今後の対応につきましては、入札不調に至った結果を真摯に受け止め、アドバイザー契約の成果品を活用しつつ、建設手法としての分割発注や入札方法としての総合評価一般競争入札以外の方法なども含めて検討を行い、早急に改築事業が着手できるような事業手法を採用し、関係部局と連携の上、改築事業を進めてまいりたいと考えております。

委員長  
杉山委員

報告事項(4)「東旭川学校給食共同調理所改築事業の入札不調に関する評価・検証及び今後の対応について」、御意見、御質問等がありますか。一般競争入札とアドバイザー契約の違いですが、一般競争入札の場合でも結構な規模の建物であれば、設計事務所等に設計してもらい、見積りをさせて、実際に工事が始まれば、施工管理等も設計事務所にさせるのが民間の一般的な進め方です。当然、デザイナー一つ一つ、図面一つ一つに条件が入ってきます。多分アドバイザー契約でも、要求水準書を使って同じようなことをしていますよね。アドバイザー契約と一般競争入札は何が違うのですか。

富山学校教育部次長

今回、建設手法を決めるに当たり、旭川市では40数年間給食調理施設を建てていなかったこともあり、厨房施設整備のノウハウがなかったので、民間のノウハウを活用し、工期をできるだけ短縮したいという観点に立ってデザインビルド方式を選択しました。デザインビルド方式を行うに当たっては、業者の選定基準や入札の方法等の様々なことを決めるに当たり、旭川市にはノウハウがないのでアドバイザー契約をしました。

業者選定の方法としては、入札という方法を採用した場合と、私どもの要求に沿った形の提案をしてもらい、それを審査して最適な業者を選定し協議を行って、要求水準を満たしていれば契約するというプロポーザル方式があります。

今回は、総合評価一般競争入札という入札を行う方法なので、まず、金額面で予定価格の範囲内であるかどうかということ、それから、アドバイザー業者と協議をしながら作った要求水準を満たしているか判断します。総合評価一般競争入札やプロポーザル方式による業者選定の方法は、要求水準を満たしていなければ、失格あるいは業者選定の対象になりません。総合評価一般競争入札を選ぶことで、できるだけ早く業者を選定することができるのではないかと判断しました。プロポーザル方式は、少し時間が掛かるという要素やいろいろな危険性がありましたので、今回はプロポーザル方式を選ばず、総合評価一般競争入札を選びました。

杉山委員

プロポーザル方式というのは、施工業者の方で提案しているということですが、その前に要求水準というのは当然発注側としても持っていると思います。今回は40数年ぶりに行うこと、また、旭川市にはノウハウがないので、とりあえず専門家の話を聞こうということでアドバイザー契約を結んだということですね。

富山学校教育部次長  
杉山委員

今まで要求水準を満たしていなくて入札不調になったことはありますか。ないです。この方法をとったのは初めてです。そういうことではなく、プロポーザル方式で提案が挙がってきて、それ

富山学校教育部次長  
学校教育部長

が要求水準に満たなかったということは今までにありませんか。

私が知っている限りではないです。

基本的に従来の方法は市が基本計画を作り、次に基本設計というのを作ります。基本設計ということになると公共建築課が主体的に進めていきます。基本設計ができてくると、それをベースにして詳細な実施設計の発注を設計会社に出すという流れになります。その後設計会社から挙げてきたものは金額等がほとんど固まっていますので、それを施工・発注するというようになります。施工も電気だとかいくつかに分けて発注して、最終的にでき上がるという方法になります。

今回私たちが採った方法というのはそうではなくて、公共建築課が全く絡まない方法です。ですから、設計と施工が一体化した形になります。普通は発注するに当たって、要求水準書というのは作りません。作るのは仕様書や価格の積算書であり、それらは基本設計・実施設計等をしながら詰めていくものになります。そこをショートカットして、その代わりにアドバイザー業者を使って仕様書に代わる物として基本設計のレベルまでは達していないけれども、基本計画のレベルぐらいまでのものとして要求水準書を作りました。その中で面積等は相手方に任せて、プロポーザル方式で提案してもらおうというような形になっていきます。

ですから、方法としてその部分を工事請負費で支出するのではなくて、委託料で支出するということもあり、関係部局と話し合った結果、そういうことであれば教育委員会単独で発注行為を下さいということを進めてきたこともあり、私どもも慣れていなかったということです。

総合評価一般競争入札は一般競争入札なのですけれども、金額だけで決まる入札ではなく、その中にアイデアを提案してもらい、それが良いか悪いかを判断することになります。その判断をするに当たって、落札者を決める規準をどうしようかだとか、最低水準等の規準を作ったり、全体の工程管理等を決めるためにアドバイザー業者が入っています。従来の方法ではアドバイザー業者は入ってきません。ですから、その部分で少し特殊な方法を取りました。

なぜ今回この方法を採用したのかということについては、工期の短縮とそれによるバリュー・フォー・マネー、いわゆるコストも削減できるというようなことで良い面を狙ったのですけれども、残念ながら旭川市内の業者では手を挙げるところが少なかったです。方法自体もいろいろとあり、協議したいという方法もあります。実際にいろいろな方法が全国で行われていますが、今回は協議できない方法であったにもかかわらず協議したいということで、不用意にそんなことを書いてきたものですから、その扱いに少し不手際があったという整理をさせていただいています。

私たちは何回もいろいろな書類を見て進めてきているので分かりますが、この報告書は少し見づらい面もあるのかなと思います。

委員 長  
学校教育部長

教育委員会が自主的に進めていたというのは間違いはないですか。

そうです。平成26年度の予算要求の段階からこの方法で進めていくという形で教育委員会が主体で進めてきました。

滝山委員

入札不調になった原因は、相手側がこの要求水準を満たさなかったということですか。

学校教育部長

単純に言えばそうです。

滝山委員

150人程度が収容できる面積の確保、あるいは45人程度が収容できる面積の確保など、かなり大きなものが入っていますが、それを事前に伝えていなかったということですか。

学校教育部長

要求水準自体が500数十項目あったため、要求水準書もかなり分厚く、重複して読みづらいということもありました。単純に数えるとそれだけの要求水準がありますので、その一つ一つが適合しているかチェックしていきます。ここの部分については、選択制ですとか、これかこれにすべきだ

とか、これはマストというように記載していたため、その部分の読み違いもあって、マストな部分であるにもかかわらず、従来型でどうですかというような提案が挙がってきましたし、要求水準を満たさない項目もありました。なぜか分からないけれども、そのように挙げてきた上で、「(別途)要協議」というふうに書いているので、業者側に確認しますと、市に対しいわゆるプレゼンテーションをして、審査委員会までに協議を行い中身を詰めておけばいいだろうという考えがあったと回答をいただいています。

ただ、そういう回答があったにしても、明らかに具体的なところで満たしていない項目もあり、それを私どもと一緒に扱ってしまったので、その部分を先行して、これはそもそも何なのかということを確認しておけば、今回のような形で時間が掛かるということではなかったのではないかと思います。

杉山委員

8ページに書いてありますが、手続的には確かに提案書類の確認において、不備を確認できたはずなので、失格と判断することも選択肢としてあったにもかかわらず、次のステップである価格審査の入札に進んでしまったことが問題だということがこの報告書の考え方ですよね。

学校教育部長

そうです。

杉山委員

意外と早い段階で失格を決めることができたけれども、次のステップに進んで、実際に入札を行ってしまったから結構な日数が空いてしまったということですね。それは目に見える部分なので議会などでも相当質問があったところだと思います。

委員長

シミュレーションの不足ということがあったのかもしれませんが。シミュレーションをするときは、上手くいったときと上手くいかなかったとき、例えばこちらの希望どおりにいかなかった場合にどういう手を打つか、日程的なものや内容的なものもあると思いますが、そういうところの見通しに甘さがあったという反省ですか。

学校教育部長

それもあります。今回はデザインビルド方式を採用した際に、詳細な検討を行ったのかということ、いわゆる理論上のこれはこういうメリットがある、デメリットがあるといったような比較・検証は行っていますが、旭川市の地域に当てはめて精査をするなど、そういったシミュレーションをしているのかということ、そこまでは至っていなかったのだろうと思います。

例えば、何者ぐらいが応札するのかということについては、アンケート調査を行っています。業者の理解を求めるといえるか、この方法についてより浸透させることができたのではないかと思います。

それから、この方法で行った例というのは今までに1件しかありません。近文の清掃工場です。ただ、清掃工場は特定の会社が入っていますので、その会社に任せるしかないものですから、随意契約のデザインビルド方式です。今回は総合評価一般競争入札ということで、門戸を開いてと言いながら、旭川市の地域経済を潤すということで、まずは地元企業にというような方法を取っています。それが上手くいかなかったときの対策はどうするのかなど、そのような検討もきちんとしていなかったと思います。例えば、門戸を広げて大手を入れるというところまで段取りを踏んでいこうだとか、落札者が変なことを書いてきたときに、この時点で失格にすると明確に決めておくなど、そういった細かなシミュレーションもそうですし、この方法を採用するための考え方の整理といえるか、大きな意味でのシミュレーションについても不十分な面があり、そういう面で気を配ることができればよかったのかなと思います。

滝山委員

今回委託したアドバイザー業者がデザインしないのですか。

学校教育部長

厨房機器の会社というのは、大手4社で全体の9割ぐらいのシェアを占めています。他にも会社はいくつかありますが、そういったところから見積りをとります。また、価格の積算の出し方は、旭川市では最近ないのですが、近年の道内、道外の類似事例を参考にして作ります。そのときに、

例えば、オリンピックが近くなるので基本物価が上がっているのではないかということであれば、安全率を余分に見込んで上げておきましょうということになります。デザインビルド方式を行うと、PFI方式もそうですが、コストが圧縮されるので、大体15%から20%は安くできます。ですが、これについても安全率を見込んでおきましょうというようなことをしながら、平米単価を作ってきます。そういうふうにはできない部分、例えば外構がどうなのかだとかといったものについてはアドバイザー業者に見積りをもらい、総体事業費を作るという仕組みになっています。

ですから、従来のように基本設計を出して、実施設計を出してというように詳細を詰めていき、仕様もカチカチに決め、それに北海道の労働単価を入れて積算ソフトで計算するというような細かな積算という形では行っていません。ただ、そういったものに代わるものとして、要求水準書とアドバイザー業者による積算の二本立てをベースにして、あとは提案してくださいというふうにしましたので、その部分の方法が少し違って、そのような方法に対しては、公共建築課でもやったことがないので、全体を丸めると委託事業なので担当課でできるということで、教育委員会で行ってはどうかという動きの中で始まっています。通常は工事の契約というのは、全て契約課で行っていますが、今回については、そういう理由があって一式教育委員会だけで進めてきたという実態です。

杉山委員

これを見ますと、質問はメールで2回までという形で進めていますが、例えば市長部局でも一般の入札は全て同じような方法で行っているのですか。

学校教育部長

総合評価一般競争入札という方法は、市長部局でも簡易型の総合評価一般競争入札の試行版ぐらいで終わっています。ですから非常にハードルの高い方法を私たちは選択したということになります。

2回までというのは、アドバイザー業者からのノウハウでいけば、2回行えばいいのではないかということでした。ただ、2回というのは結構厳しくて、1回目にこういう場合はこうですかと質問され、違いますよと返し、それではこうですかと再度質問され、違いますと返すだけで終わってしまいます。ですから、質問をするのにも工夫が必要で、こういう場合はこうですか、仮にこうでないとすればこうですか、それが仮にこうでなければこうですかというようなやりとりを行って、ツリーの枝のような形で質問をしなければ、2回では難しいということがありました。

杉山委員

一般的には良い物を作ってもらいたいと思うので、何回でも絶えずコミュニケーションを取りながら進めます。その辺が少しはずかったのかなと思います。

学校教育部長

教育委員会としては、業者との癒着などをできるだけ排除したいということもあり、このような方法を取っています。ただ、現地説明などを行ったり、また、事前に準備をして、募集をする前には実施方針のようなものを作って、それを段階的に出していますので、関心のある業者はそれを読めば分かるのかなとも思います。

2回までという方法を取っていないものもあります。相手方からの申出があれば、面談して対応するという方法もあります。実験途中のようなどころなのです。基本設計から施工までを一括というのは、少しどうなのかなということもあります。

実施設計から一括であれば、基本設計の部分でそれぞれもう少し詳細なイメージを持ちながら、業者側も手を挙げることができるけれども、基本設計の段階からですので、ベースになるのは要求水準書しかなく、要求水準書の中では何平米のものを作ってくれとまでは言っていません。こういう機能発注、性能発注なので、こういう機能が全うできる施設にしてくださいというのが基本的な考え方です。それをどのように捉えてどのように

|         |  |
|---------|--|
| 中 島 委 員 | 読むか、どのような画をはめるのかというのは、ある意味、業者側の裁量というか手の打ちどころのようになってくるところもあります。   |
| 学校教育部長  | アドバイザー業者へのペナルティというのはあるのですか。意図的ではなかったにしても、結果的に契約を交わして、その契約どおりにはいかなかったということになるので、アドバイザー業者に対して自分達のやり方が良くなかったという、いわゆる反省材料にもしてもらわないと困りますよね。それは期待できないのですか。   |
| 中 島 委 員 | 難しいです。アドバイザー業者の行ったことは、一般的なやり方をしています。同じ時期にPFI方式で給食センターをアドバイザーしてありますが、そちらは落札されています。ですから、市の公共建築課の役割をアドバイザー業者に担ってもらうような形で今回進めていました。  |
| 学校教育部長  | 東旭川学校給食共同調理所の給食は何年も前からの課題で、ようやく着手して始まったという報告をいただいたときに、上手く進んでいるんだなという感じだったのですが、上手く進んでいないということを知って、言い過ぎかもしれませんが、晴天の霹靂というような感じでした。  |
| 中 島 委 員 | ただ、アドバイザー業者が作った要求水準書というのは、若干手直しすることで使うことができますので、それは公共建築課に引き継ぐ中で使おうと考えています。   |
| 中 島 委 員 | それが使えなかったらまた困りますよね。  |
| 杉 山 委 員 | 平成28年度の予算の中に引き継がれているのですか。  |
| 学校教育部長  | 引き継がれていません。一度、考え方を整理して、例えば補正予算などで対応していくというところまでの話をしながら、それではいつ出せるのかということで、一番近い平成28年第2回定例市議会を視野に入れていきます。   |
| 委 員 長   | 今後、デザインビルド方式で進めるのか進めないのかということを含め検討するということですか。  |
| 学校教育部長  | デザインビルド方式というのは、庁内的な連携もなかなか難しい面もあるので、現実的には採用できないと思います。ですから、従来方式でどこまで進めるのかということになると思います。基本設計と実施設計をセットで発注するなど、いろいろな方法がありますので、それは専門の公共建築課と相談しながら契約課とも連携していきたいと考えているところです。  |
| 滝 山 委 員 | 今後、何箇所か建てる予定ですよね。  |
| 学校教育部長  | 全部で5, 6箇所です。   |
| 滝 山 委 員 | それでは今回を教訓にするということですか。  |
| 学校教育部長  | そうです。ヒートポンプなどいろいろな機能を盛り込み過ぎている部分もあったのかなと思います。そういった部分も整理しながら進めていきたいと思っています。   |
| 委 員 長   | 要するに、今の報告といろいろな御意見等を伺うと、最終的に時期が遅れていくことになる。それから、結果として物が建たないといったことについては、教育委員会が責任を負わなくてはならないというふうに判断してよろしいですか。  |
| 学校教育部長  | はい。  |
| 委 員 長   | そういう認識を持って、私どもとしてもいろいろな思いはありますが、この報告書にあるように結果としてシミュレーションだったり、事務手続の問題だとかそういったことが要因となってこういう結果に至ったということ一度認識をしておかなければいけないと思います。上手くいったときよりも上手くいかなかったときの方が一般的に言うと学ぶことが多いです。そういう意味では、今後、今回のことに限らずいろいろな仕事がありますけれども、これを生かしていただきたいと思っています。 |
| 各 委 員   | 他に御意見、御質問等がありますか。  |
| 委 員 長   | ありません。   |
| 各 委 員   | それでは、報告事項(4)「東旭川学校給食共同調理所改築事業の入札   |

不調に関する評価・検証及び今後の対応について」は、報告のとおり了承  
します。

《 そ の 他 》

委 員 長  
各 委 員  
事 務 局 職 員

他に、何かありますか。  
ありません。  
ありません。

《 秘 密 会 》

委 員 長

ここからは、秘密会といたします。

【以下、非公開】